

# 塩尻市建設工事の入札における低入札価格調査制度実施要領

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の競争入札において、低入札調査基準価格を設けること及び低入札価格調査を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札調査基準価格 当該入札において、その価格を下回る価格を入札した入札者は、第9条に規定する低入札価格調査の対象となる価格をいう。
- (2) 入札書比較価格 当該入札に係る予定価格(消費税を含む。)に110分の100を乗じて得た額をいう。

(対象となる建設工事)

第3条 低入札調査基準価格を設ける建設工事は、設計金額(消費税含む。)が200万円以上の建設工事のうち、塩尻市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年塩尻市告示第76号)に基づく失格基準価格を適用しないものとする。

(低入札調査基準価格の設定)

第4条 対象工事における低入札調査基準価格の算出は、塩尻市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(令和3年3月26日告示第36号)第4条第1項の規定を準用する。

(低入札調査基準価格を下回った場合における失格)

第5条 低入札調査基準価格を下回った場合において、低入札調査基準価格から入札書比較価格の2.5%を減じた額を下回る価格を入札した入札者は、失格とする。

(入札者への周知)

第6条 この要領の円滑な運用を図るため、市長は、対象工事の入札の執行に当たり、低入札調査基準価格が設定されていること及び低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合、自動落札ではなく、低入札価格調査に基づく特例的方式により落札者を決定することについて入札者に説明を行うものとする。

(落札の保留)

第7条 入札執行者は、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者全員に対し落札の保留を宣言し、低入札価格調査を実施するため、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査委員会の設置)

第8条 低入札調査基準価格を下回る入札価格について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査するため、次の委員会を置く。

(1) 公正入札調査委員会

- ア 調査対象金額は、塩尻市業者等審査会設置規程第2条第3号に定める額とする。
- イ 公正入札調査委員会の委員は、塩尻市業者等審査会の委員がこれを兼ねるものとし、企画政策部財政課に事務局を置く。

(2) 部公正入札調査委員会

- ア 調査対象金額は塩尻市業者等審査会設置規程第9条第2項に定める額とする。
- イ 部公正入札調査委員会の委員は、部業者等審査会の委員がこれを兼ねるものとし、委員会

の庶務は、部内の庶務を分掌する課等において処理する。

(3) 課公正入札調査委員会

ア 調査対象金額は塩尻市業者等審査会設置規程第9条第2項に定める額とする。

イ 課公正入札調査委員会の委員は、課業者等審査会の委員がこれを兼ねるものとし、委員会の庶務は、課内の庶務を分掌する係等において処理する。

(低入札価格調査の実施)

第9条 前条各号に掲げる委員会は、低入札調査基準価格を下回る価格を入札した入札者から詳細な工事費内訳書等の提出を求めるとともに、事情聴取等により低入札価格調査を実施する。

2 前項の事情聴取は、当該入札に係る建設工事の担当課の複数の職員及び財政課契約検査係が、様式1及び様式2に基づいて行う。

(契約に適合した履行がされると認めたときの措置)

第10条 前条の低入札価格調査の結果、契約に適合した履行がされると認めたときは、直ちに当該調査に係る入札者に落札者となった旨を通知し、他の入札参加者全員にも、その旨を通知する。

(契約に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第11条 第9条の低入札価格調査の結果、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、直ちに当該調査に係る入札者に落札者としめない旨を通知する。

2 前項の場合において、次順位者の入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、低入札調査基準価格を下回らない場合は、当該次順位者に落札者となった旨を通知し、他の入札参加者全員にも、その旨を通知する。

3 第1項の場合において、次順位者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、当該入札者について、第9条の規定により低入札価格調査を実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係る建設工事の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係る建設工事の入札から適用する。

(様式 1)

平成 年 月 日

(あて先)  
塩尻市長

所在地  
入札者 名 称  
代表者

次のとおり関係書類を提出します。

1 件 名

2 場 所

3 提出書類

(1) 申出書

(2) 工事費内訳書等

(3) その他

(様式2)

## 申 出 書

項 目	内 容
① 当該価格により入札を行った理由	
② 手持工事(業務)と技術者の状況	
③ 調査対象工事等の工事場所(履行場所)と事業所や倉庫等との関係	
④ 手持資材の状況	
⑤ 資材購入先及び購入先と貴社との関係	
⑥ 手持機材の状況	
⑦ 労務者(技術者)の具体的供給見通し	
⑧ 過去に施工した類似公共工事等の工事名(業務名)と発注者	

※ 調査対象が業務委託の場合は、④⑤⑥の項目は省略する。